

3-3 主な震災対策への取組

1. 震災対策への取組状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、杉並区内でも震度5強の揺れを記録し、塀の倒壊や瓦・外壁の落下のほか、建物の損壊などの被害をもたらしました。

杉並区では、震災直後から、被災した区民への対応や被災地への支援を続け、この大震災を教訓にした防災力強化に取り組んできました。

平成24年度からは、新たな「杉並区総合計画」「実行計画」に基づき「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」の実現をめざし、施策の展開に取り組んでいます。

※平成25年度の具体的な取組内容は、「4-1総合計画の目標別 施策の取組状況」の「施策1 災害に強い防災まちづくり」148頁及び「施策2 減災の視点に立った防災対策の推進」149頁を参照してください。

(1) 災害に強い防災まちづくり

①耐震改修の促進

首都直下地震などの大震災から区民の生命と財産を守るため、既存建築物の耐震診断と耐震改修を促進し、併せて、災害時の救急・救命・消火活動や復旧・復興に無くてはならない特定緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道の建築物の耐震化に取り組みました。

②震災救援所周辺等の不燃化促進

発災時の救援活動の拠点である震災救援所の周辺と、そこに至る緊急道路障害物除去路線沿いの建築物不燃化建替に取り組みました。

③木造密集地域の解消対策の推進

阿佐谷南・高円寺南地区では、大震災発生後の火災発生を抑制し、消火活動や避難行動を迅速に進めるため、建物の不燃化や細街路の整備に加え、不燃化特区の指定に向けた協議を東京都と進めました。

(2) 減災の視点に立った防災対策の推進

①防災施設の機能強化

移転改築した大宮前体育館に災害備蓄倉庫を併設するとともに、区立施設に自家発電設備を増設するなど、災害時に拠点となる区施設の防災機能強化に取り組みました。

②災害時要援護者支援対策の推進

災害発生時、自力での避難が困難な高齢者や障害者などの区民（災害時要援護者）を対象に、安否確認等について地域ぐるみで支援するための「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録促進、災害時要援護者支援のための行動指針の作成、受入施設となる福祉救護所の拡充に取り組みました。

また、住民の安全を確保するため、建物防災支援アドバイザーの派遣を行いました。

③災害時医療体制の充実

区災害医療コーディネーターを設置するとともに、災害医療運営協議会を設置し、災害時医療救護体制の再構築の具体化を協議しました。また、「災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定」を災害拠点病院・災害拠点連携病院等9病院と締結しました。

④自治体間連携による防災対策の推進

災害時相互援助協定を締結している南相馬市への人的支援として、復興計画関連業務や道路等災害復旧業務のため、平成24年度に引き続き、8名の職員（事務職4名、土木職3名、建築職1名）を長期派遣しました。

今後の大規模災害への備えとして不可欠な基礎自治体間の連携による水平的支援の仕組みを促進していくため、「杉並区災害時における相互支援に関する条例」を平成25年4月に施行しました。

また、自治体スクラム支援会議を開催し、南相馬市への引き続きの支援を確認するとともに、災害時における基礎自治体間の水平的支援を全国的に促進するため、災害対策法制の改正を国に要望しました。

(3) その他

①放射能対策

区では、平成 24 年度に引き続き、放射能に対する区民の不安を少しでも解消するため、給食食材などの産地確認や放射性物質の測定、水道水の検査、区立保育園・小中学校・公園等での大気中の放射線量率の測定を行ってきました。測定結果等については、該当する各施設及び区ホームページ等で公表しています。

また、学校給食等の検査費用などは、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、東京電力株式会社に対して第 1 次の賠償金請求を行い、和解が成立しました。現在は、第 2 次の賠償金請求を準備しています。

②節電への対応

区施設の節電対策として平成 25 年度は、国からの数値を示した節電要請はありませんでしたが、区では夏季（6 月から 9 月）及び冬季（12 月から 3 月）を対象に、ピーク時電力を平成 22 年度比で夏季 15%、冬季 5～10%削減を目標に、空調設定温度の見直し、照明の積極的消灯などに取り組みました。

特に夏の暑さ対策として区役所本庁舎では、東棟南側壁面に 6 年間連続して、ヘチマやキュウリなどによる「みどりのカーテン」を設置しました。また、みどりのカーテンのない中棟と西棟の南面のガラス窓には、平成 23 年度から遮熱フィルムを貼付し断熱化を図って節電に取り組んでいます。

区民や区内事業者向けには、4 月に区役所ロビーで「省エネ展」を開催し、再生可能エネルギー機器などの展示を行いました。また、毎月「節電・省エネなんでも相談窓口」を開設して節電や省エネのアドバイスを行うとともに、広報やホームページなどを用いて節電の協力をお願いしました。



(杉並区役所 緑のカーテン)

2. 防災施策の財源について

国は、平成 23 年 12 月に、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成 23 年法律第 188 号。以下「復興財源確保法」という。）を公布し、平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税均等割の標準税率の引上げを行いました。

このことを受け、各自治体で税条例が改正され、杉並区においても、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、特別区民税の均等割を年額 500 円引上げました。

区では、この改正による平成 35 年度までの 10 年間の増収分を約 15 億円程度と見込んでおり、復興財源確保法の趣旨を踏まえ、この貴重な財源を、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に実施する防災施策の財源として有効に活用します。

防災施策の財源拡充一覧

(千円)				
項目	22年度決算額	23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額
被災した区民等への対応 (大規模災害見舞金・弔慰金、貸付資金等)	0	10,900	0	0
耐震改修の促進	46,572	94,270	215,178	207,265
木造密集地域の解消対策の推進、震災救援所周辺等の不燃化推進	1,813	9,113	68,352	56,808
インフラ等の保全・整備対策 (水防対策、道路の拡幅、電柱撤去、橋梁の補強等)	668,337	578,531	570,981	800,764
防災施設の機能強化	127,966	281,996	402,140	608,657
地域防災力の向上	68,616	60,339	69,061	63,555
災害時要援護者支援対策の推進	7,112	3,642	16,045	9,977
災害時医療体制の充実	11,862	8,947	47,253	9,492
子どもの安全確保対策 (安全連絡網の整備・防災ズキン配布等)	0	473	2,671	3,815
防災教育・啓発対策	0	6,348	13,611	11,563
防災無線等の情報連絡体制の充実等	33,403	49,883	47,189	58,126
合 計	① 965,681	② 1,104,442	③ 1,452,481	④ 1,830,022
拡充額（22年度一般財源比較）		②－①	③－①	④－①
		138,761	486,800	864,341

※上記決算額は一般財源の金額です（特定財源は差し引いています）。

